

議案第84号 説明資料

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

施設の名 称	忠類歯科診療所		
所 在 地	幕別町忠類錦町439番地1（忠類コミュニティセンター内）		
設置条例の名 称	幕別町忠類診療所及び歯科診療所条例		
施設設置の目的	地域住民の健康の保持と医療福祉の増進を図る。		
施設の概要	建設年度	昭和51年度	
	構造規模	鉄筋コンクリート造	
	建築面積	223.42㎡	
	主要施設	診療室	61.52㎡
		待合室・小上がり	30.40㎡
		事務薬局	6.13㎡
		技工室	15.44㎡

2 指定管理者が管理を行う業務

業務の内容	(1) 忠類歯科診療所の診療の実施に関する業務（利用料金の徴収に関する業務を含む。） (2) 忠類歯科診療所の施設及び付属設備の維持管理に関する業務 (3) その他町長が必要と認める業務
-------	---

3 医療法人社団航慎会の概要

設 立	平成26年3月12日
資 本 金	80,704,989円（平成29年3月31日変更、平成29年5月29日登記）
売 上 高	93,731,434円（平成28年度収入）
職 員 数 等	理事4名、監事1名、職員15名
事 業 内 容	歯科診療所経営（なかの歯科医院、北区しんた歯科）